

令和4年3月

定例教育委員会会議

会議録

令和4年3月28日開催

会 議 録

開催日時	令和4年3月28日(月)	午後2時 午後4時27分	開会 閉会																																												
場 所	旭川市教育委員会 会議室																																														
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉																																													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">品田 幸利</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td>社会教育部次長</td> <td>岩崎 昌美</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長</td> <td>熊谷 修</td> <td>文化振興課長</td> <td>高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>矢萩 恵</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>林 克秀</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐藤 文泰</td> <td>公民館事業課長</td> <td>片山 勝敏</td> </tr> <tr> <td>教育指導課長</td> <td>辻並 浩樹</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>水野 泰子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹</td> <td>末木 良典</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課長補佐</td> <td>常盤 慎一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主査</td> <td>竹中 一三</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>角地 祐輔</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	高田 敏和	学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	岩崎 昌美	適正配置担当課長	熊谷 修	文化振興課長	高桑 和寿	学務課長	矢萩 恵	文化ホール担当課長	林 克秀	教職員担当課長	佐藤 文泰	公民館事業課長	片山 勝敏	教育指導課長	辻並 浩樹			教育政策課主幹	水野 泰子			教育指導課主幹	末木 良典			教育指導課長補佐	常盤 慎一			教育指導課主査	竹中 一三			同	角地 祐輔		
		学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	高田 敏和																																										
	学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	岩崎 昌美																																											
適正配置担当課長	熊谷 修	文化振興課長	高桑 和寿																																												
学務課長	矢萩 恵	文化ホール担当課長	林 克秀																																												
教職員担当課長	佐藤 文泰	公民館事業課長	片山 勝敏																																												
教育指導課長	辻並 浩樹																																														
教育政策課主幹	水野 泰子																																														
教育指導課主幹	末木 良典																																														
教育指導課長補佐	常盤 慎一																																														
教育指導課主査	竹中 一三																																														
同	角地 祐輔																																														
事務局員	教育政策課主査	道下 眞紀																																													
	教育政策課	宮嶋 健吏																																													
傍聴者	0人																																														
公開・非公開の別	一部非公開																																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市立学校の児童及び生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第2期)の策定について ・議案第4号 旭川市いじめ防止基本方針の改定について ・議案第5号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・報告第1号 令和3年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 																																														

5 報告事項

- (1) (仮称) いじめ防止条例の制定について
- (2) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について
- (3) 旭川市共同学校連携事務室の設置について
- (4) 旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施結果について
- (5) 令和4年度旭川市確かな学力育成プランの策定について
- (6) 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の進捗状況について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和4年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和3年12月定例教育委員会会議（令和3年12月13日開催）、令和4年1月定例教育委員会会議（令和4年1月24日開催）及び令和4年2月定例教育委員会会議（令和4年2月8日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和3年12月定例教育委員会会議、令和4年1月定例教育委員会会議及び令和4年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年12月定例教育委員会会議、令和4年1月定例教育委員会会議及び令和4年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>報告第2号「令和4年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「（仮称）いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第2号「令和4年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「（仮称）いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
学 務 課 長	<p>議案第1号「旭川市立学校の児童及び生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本規則は、児童生徒が学校管理下で負傷した場合等に適用される災害共</p>

済給付に係る保護者が負担する掛金の額と納付方法について定めたものです。

今回の改正は、制度の改正を伴うものではなく、区分ごとの掛金の額を示し、保護者から徴収せずに市が負担する額を明らかにするために行うものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定に基づき、一般児童生徒と生活保護を受給している要保護児童生徒の掛金の額を別に定め、要保護と準要保護の児童生徒に係る掛金は全額市が負担しておりますが、規則には、これまで、一般児童生徒の保護者から徴収する掛金の額のみを示し、要保護又は準要保護児童生徒については、掛金の全額を市が負担することを記載しておりました。保護者から徴収せずに市が負担する額を明らかにするため、一般と要保護の区分ごとに掛金額を示し、要保護又は準要保護の児童生徒については保護者から徴収しないことを記載するよう規則を改正するものです。

教 育 長 議案第1号「旭川市立学校の児童及び生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員 一般は460円、要保護は20円となっておりますが、この要保護の20円は徴収するのですか。

学 務 課 長 要保護又は準要保護の児童生徒については、全額市が負担し、保護者からは徴収しません。

滝 山 委 員 要保護の20円を徴収しないのであれば、記載の必要がないのではないのでしょうか。

学 務 課 長 要保護児童生徒の保護者から徴収する掛金の額を20円、準要保護児童生徒の保護者から徴収する掛金の額を460円としていますが、保護者から徴収せずに市が負担しています。

保護者から徴収せずに市が負担した掛金の額の約半分が、独立行政法人日本スポーツ振興センターから市に戻ってくる制度があり、保護者から徴収せずに市が負担した額が明らかになるよう規則に記載することが求められているため、保護者から徴収する額を区分ごとに記載し、要保護又は準要保護の児童生徒については保護者から徴収しないことを記載するよう改めるものです。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの掛金は、一般児童生徒が920円、要保護児童生徒が40円であり、そのうち10分の4から10分の6までの範囲で学校設置者が保護者から徴収する額を定めることとなっております。

本 田 委 員 最近の傾向として、各学校において加入率が100%ではないと思われまます。加入は任意ですが、怪我等の事故があったときのために、できることなら加入してもらいたいというのが、学校現場の声ではないかと思えます。被害者と加害者間の係争を防ぐための制度でもあることを保護者に理解していただく必要があると思えます。

また、市が随分負担しているということが分かりました。是非皆さんに周知して加入していただきたいと思えます。

教 育 長 他に御意見、御質問等がありますか。

各 教 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第1号「旭川市立学校の児童及び生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 教 委 員 異議ありません。

教 育 長 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市立学校の児童及び生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

文化振興課長	<p>次に、議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件は、令和4年4月1日に施行される改正文化財保護法により、地方公共団体による文化財の地方登録制度が法制化されることに伴う文化財の市登録制度の創設に係る旭川市文化財保護条例の改正に合わせ、文化財の登録及び抹消の手續等に関する規定を整備するものです。</p> <p>主な改正点といたしまして、旭川市教育委員会事務委任規則の一部改正につきましては、旭川市教育委員会による教育長への委任事務から、文化財の登録及び登録を抹消することを除外することについて追加するものです。</p> <p>旭川市文化財保護条例施行規則の一部改正につきましては、文化財登録申請書等の様式追加及び旭川市指定文化財解除書等の既存様式の修正等を行うものです。</p>
教 育 長	<p>旭川市文化財審議会規則の一部改正につきましては、旭川市文化財審議会の調査、審議及び答申事項に、文化財の登録及び登録を抹消することについて追加するものです。</p>
本 田 委 員	<p>議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
文化振興課長	<p>現在登録又は指定されている文化財についても、新たにこの様式に移し替えないといけないのでしょうか。</p>
本 田 委 員	<p>今までは指定及び指定の解除に関する規定しかなかったため、今回新たに登録及び登録の解除を追加するものであります。</p>
文化振興課長	<p>登録が付加されたということですね。市には対象となるものがいくつかあるのでしょうか。</p>
滝 山 委 員	<p>今回の登録文化財の趣旨としては、主に無形文化財に関することとなります。無形文化財となりますと、工芸技術、芸能、年中行事なども対象となりますので、対象の範囲が非常に広く、国の法改正を踏まえまして、旭川市においても、今後調査をし、登録という形で、文化財の保存や活用を行っていきたいと考えております。</p>
文化振興課長	<p>指定と登録にはどのような違いがあるのですか。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>指定につきましては、場合によっては維持費等に経済的な支援を行うことが大半でございます。登録につきましては、その建物を所有していたり、郷土芸能などを保存している団体に対して、貴重なものとして認定することによるモチベーションの増加などの意味合いとなり、直接の経済的な支援はありません。ただ、今までは指定のみであり、また、指定するとなりますと敷居が高かったため、今回の登録制度の創設により、広く文化財の裾野が広がるものと考えております。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
教 育 長	<p>異議ありません。</p>
教職員担当課長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）の策定について」、説明願います。</p> <p>最初に、学校における働き方改革に係る国と北海道、旭川市の主な動きですが、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の是正が大きな課題となり、平成29年以降、国、都道府県、市町村、各学校がそれぞれの立場で取組を進めてきております。本市では、平成31年1月に小中学校働き方改革推進</p>

プランを策定し、これまで3年間、取組を進めてきております。

次に、これまでの取組の成果と課題ですが、全ての市立小中学校で、平成31年4月から客観的な方法により教職員の勤務時間の計測と記録を開始しております。

これにより、教職員には勤務時間を意識した働き方が浸透してきており、毎年実施している意識調査の結果を見ましても、働き方改革が進んでいると感じる者や勤務時間を意識して勤務している者、時間外勤務の削減を意識している者の割合が上昇する一方、多忙感を感じている者の割合は低下しております。

また、時間外在校等時間が月45時間の上限を超える教職員の割合も、若干低下していますが、依然として上限を超える者も一定程度おり、長時間勤務が必ずしも解消できていない実態があります。

ただ、新型コロナウイルス感染症対策や、前倒しで実施することとなったGIGAスクール構想への対応など、学校が取り組むべき新たな課題が増えてきている中で、時間外勤務が大きく増えていないことは、教職員の働き方が全体としておおむね改善傾向にはあることも一因ではないかと考えております。

これまでの進捗状況を踏まえて、今後も教職員の業務負担の軽減に向けた実効性のある取組を進めるとともに、各学校においても更なる業務改善に取り組むなど、引き続き、学校における働き方改革を進めていく必要があることから、今回、推進プランの第2期を策定することとしたものです。

次に、推進プラン（第2期）の概要ですが、働き方改革は、全ての関係者がそれぞれの立場で取組を進めていくことが重要であり、国や道教委の制度が大きく影響するため、本推進プランについては、道教委のアクション・プランとの整合を図り、その取組とも連携を図りながら推進してまいります。

目標については、引き続き、全ての教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内、1年間360時間以内とすることを目指します。取組期間については、令和4年度から6年度までの3年間とします。

また、重視する視点については、道教委のアクション・プランに併せ、教職員一人一人の気付き、学校組織全体の対話、地域との協働の3つを掲げております。

次に、具体的な取組として、4つの重点取組の項目を設定しておりますが、これらは、これまでのプランを引き継いでおり、道教委のアクション・プランにも沿ったものとなっております。

重点取組の1つ目は、本来担うべき業務に専念できる環境の整備、2つ目は、部活動指導に関わる負担の軽減、3つ目は、勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実、4つ目は、教育委員会による学校サポート体制の充実です。

それぞれに具体的な取組を位置付けております。取組内容については、これまで既に進めてきているものを継続していくものもありますが、今後より一層進めていく必要があるものもあり、その主なものとして、重点取組1では、地域との協働の推進、これはコミュニティ・スクールの取組等による地域との連携・協働をより一層進めていくことが必要と考えております。次に、給食費の公会計化による徴収業務の軽減、これは財政的な課題が大きいものですが、実現すれば教職員にとって負担軽減の効果は大きいと考えております。重点取組2では、国の部活動改革を踏まえた取組の推進、これは国が進めている部活動の地域移行に関わるもので、部活動改革にとって大きな課題です。重点取組3では、主幹教諭の配置促進、これは時間外勤務の多い教頭の負担軽減につながるものと考えております。重点取組4では、法務相談体制の整備、これは、弁護士、いわゆるスクールロイヤーによる法的な観点からの助言を受けるもので、年々学校からのニー

	<p>ズは高まっているものと考えております。次に、学校事務の共同化の促進、これは、共同学校連携事務室を通じて事務職員の能力向上を図るものです。</p> <p>今後は、本推進プラン（第2期）に基づき、引き続き具体的な取組を進め、教職員が児童生徒に接する時間を十分に確保し、効果的な教育活動を行い、教育の質を高めていけるよう、学校における働き方改革を進めてまいります。</p>
教 育 長	<p>議案第3号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）の策定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
山 崎 委 員 教職員担当課長	<p>給食費は、教職員が徴収業務を行っているのですか。</p>
本 田 委 員	<p>そのとおりです。少しずつですが給食費を公会計化している自治体が増えてきている状況にあり、旭川市でも公会計化を検討しているところです。</p> <p>徴収業務に関しては、集金は口座振替等で行われていますが、未納者への督促もあるため、教職員にとって負担となっています。公会計化されると教職員の負担が軽減されるのではないかと考えますので好ましいと思います。</p>
教 育 長	<p>公会計という会計制度を変える方法は、学校の事務的な負担を減らし、少しでも教職員の負担を軽減したいという働き方改革の一つの取組でもあります。</p>
本 田 委 員	<p>多忙感について、何が原因なのかということ各学校で分析し、教職員の間で共有していくことが必要かと思えます。表面上、働き方改革を推進していても、実は家に持ち帰って仕事をしているなど、多忙感に繋がるようでは意味がないと考えます。良い資料ができていますので、先生方一人一人と対話したり、地域性や学校特質を把握することによって、この改革を進めていけるように感じます。</p>
山 崎 委 員 教職員担当課長	<p>教員の時間外手当はどのようになっているのですか。</p> <p>教員に時間外手当はなく、給特法により給与の4%分は最初から上乘せされて支給されております。ただし、この金額が本当に適正なのかという議論が続いており、新年度、文部科学省でも6年ぶりに教職員の勤務実態調査を予定しており、その結果を踏まえ、給与の在り方も検討すると聞いております。</p>
本 田 委 員	<p>人員を確保することが重要ですが、現状の人員で工面しないといけないため、当然残業も多くなってしまうと思います。また、教員の業務の幅が広がってしまっているのも課題かと思えます。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第3号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）の策定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第4号「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」、説明願います。</p>
教育指導課長	<p>本件は、本市において、初めていじめの重大事態として対処する事案が発生していることを重く受け止め、いじめ防止等の対策をさらに強化するために、平成31年2月に策定した旭川市いじめ防止基本方針を改定しようとするものです。</p> <p>改定に当たっては、担当課として把握している各学校の状況や旭川市議会での議論をはじめ、附属機関である旭川市いじめ防止等連絡協議会における、民間の相談機関を含めた関係機関との連携強化に関する意見など、現時点で明らかになった課題等を踏まえて改定案を作成しております。</p> <p>それでは、改定した主な内容について御説明いたします。</p> <p>はじめに、旭川市が実施するいじめの防止等の取組についてです。ここ</p>

では、市として取り組んできた内容を主な取組として新たに掲載しております。

「いじめの防止」には、いじめの未然防止に向けた取組として、今年度、市内全小中学校において実施した、生命を大切に考える考えや、自分や相手一人一人を尊重する態度を育む学習「生命（いのち）の安全教育」の取組を掲載しました。

「いじめの防止等のための調査研究の推進等」には、市内全小中学校への学校訪問を通じた、各学校におけるいじめ対策組織の適切な構成や運用についての調査及び指導について掲載しました。

「いじめの防止等に関係する機関との連携」には、子ども総合相談センターや民間の相談機関との連携強化について掲載しました。

「いじめ等に関する相談対応フロー」については、改定に合わせ、新たに掲載したものとなります。民間の相談窓口に、本市の小中学校の児童生徒に関わるいじめ等に関する相談があった場合には、教育指導課が窓口となって対応を行うことを示しております。

次に、学校が実施するいじめの防止等の取組についてです。ここでは、学校のいじめ対策を強化する観点から改定した主な内容について御説明いたします。

「学校いじめ対策組織の設置」については、学校いじめ対策組織が学校の状況に応じた適切な構成や運用となるよう役割分担を明確にした具体的なチーム編成について明示するとともに、組織会議の記録の必要性などについて掲載しました。

「いじめへの対処」には、学校いじめ対策組織における組織的な対応を掲載しておりますが、新たに、「性に関わる事案への対応」及び「関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応」を加えました。

「いじめの防止等に関係する機関、保護者等との連携」には、市の取組と同様に、学校と民間の相談機関との連携の在り方について掲載しました。

最後に、児童生徒が主体となって実施するいじめの防止等の取組については、本市の中学校代表生徒が一堂に会し、いじめ問題等について協議する生活・学習A c tサミットの取組について、新たに、令和元年度から令和3年度までの取組の概要を加えたところです。

本基本方針につきましては、本日いただいた御意見等も踏まえて作成し、年度内に各学校に送付する予定であります。

なお、(仮称)いじめ防止条例を令和5年4月から施行できるよう取組を進める予定であり、その後、令和5年度中に、条例を踏まえ本基本方針の全面改定を予定しております。このことにつきましては、改めて御審議いただく予定でございます。

教 育 長 議案第4号「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」、御意見、御質問等はありませんか。

本 田 委 員 民間団体との情報の共有や連携が重要と思います。そのため、ここに連絡したらこの情報をもらえるなど関係団体との関係を密にしていく必要があります。また、市長部局と教育委員会の関係が問われることも多いため、事案が発生した際に素早く対応できるような仕組みも考慮すべきだと思います。生活・学習A c tサミットの取組については、各学校の代表生徒が自校に持ち帰り、各学校の取組、成果、課題等の情報を共有できる場を設けることが大事だと考えます。この基本方針を今後どう運用していくかということに知恵を出していただきたいと思います。

教 育 長 他に御意見、御質問等はありませんか。

各 教 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第4号「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市いじめ防止基本方針の改定について」は、原案どおり決定します。
教職員担当課長	次に、議案第5号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。 本件につきましては、この度、北海道立学校職員服務規程が改正され、一部の様式の押印欄が廃止されたことから、その取扱いに合わせるなどの理由により、旭川市立学校職員服務規程を改正するものであります。 改正内容については、時間外勤務簿や休暇等処理簿等について、「校長の印」の欄を「校長の命令や承認、指定」の欄に改めるとともに、休暇を請求する職員の押印欄を廃止することとしております。 また、夏休みや冬休みといった長期休業中の校外研修の取扱いを道立学校の取扱いに合わせることで、関係する様式を改めております。 なお、改正後の規程の施行日は、令和4年4月1日となっておりますが、附則において、改正前の服務規程の規定により作成されている用紙がある場合は、当分の間、使用することを妨げないこととしております。
教 育 長	議案第5号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。
滝山委員 教職員担当課長	今までは押印でしたが、今後承認はどのように行うのでしょうか。 明確な規定はないため、押印に変わる何らかの方法で行うこととなります。今回の北海道立学校職員服務規程の改正の趣旨は、電子決裁に置き換わることも想定したものであります。旭川市では現状、電子決裁は対応しておりませんので、紙での運用となります。また、押印自体を妨げるものではないので、引き続き押印という方法もありますし、サインなどもあるかと思われま。
教 育 長 本田委員	運用上の混乱がないように学校への周知をお願いします。 過去に会計検査院から研修計画書と報告書の整合性について指摘等がありました。そのためだけではないですが、日頃から研修内容や成果等、それぞれの学校で記録化しておくことが事務処理の簡略化に繋がると考えます。
教職員担当課長	今までは研修計画書と報告書を一つの同じ様式の中で作成する形としておりましたが、道教委から研修計画書を計画段階で作成せずに報告の際に一括して作成しているのではないかと指摘があったことから、今回研修計画書と報告書は別々の様式で提出するよう改めました。
教 育 長 各委員	他に御意見、御質問等はありませんか。 ありません。
教 育 長	それでは、議案第5号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。
学 務 課 長	次に、報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。 本件につきましては、令和3年度教育予算に係る旭川市一般会計補正予算について、議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでございますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、既に教育長が臨時に代理したものです。なお、今回の補正予算は、令和4年2月21日に開会した旭川市議会令和4年第1回定例会に3月8日追加提案し、同日に原案どおり可決されております。 修学旅行等関連費（小学校）補正額119万2千円、修学旅行等関連費（中学校）補正額43万8千円についてであります。本市が1月27日から新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の措置区域として指定されたことや、該当となる行事予定日が学級閉鎖期間中と重複したこ

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>とに伴い、各小中学校において冬季のスキー学習等について中止及び延期する必要が生じ、あらかじめ予約されていたバスのチャーター代について発生したキャンセル料について、保護者の負担を軽減することを目的として、行事が中止となった小中学校に支給するものであります。</p> <p>報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
<p>教 育 長 水野教育政策課主幹</p>	<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（3）「旭川市共同学校連携事務室の設置について」、報告願います。</p> <p>学校事務の共同化につきましては、学校における働き方改革推進プランに位置付け、令和元年度から検討を始め、令和2年4月には旭川市共同学校連携事務室を1か所設置しました。</p> <p>令和3年度以降につきましては、事務職員の情報共有等を目的とした全市的な既存組織である旭川市学校間連携会議を発展的に共同学校事務室に移行させ、令和5年度を目途に市内8か所に共同学校連携事務室を設置し、全市導入することとしました。</p> <p>令和3年度は、2か所に連携室を設置し、学校事務の共同化に取り組みました。主な取組としましては、年度当初に、新採用事務職員等の研修を行ったほか、特別支援教育就学奨励費関係事務の処理手順や周知文書の共有化、道教委・市教委関係事務のチェック表作成など、事務職員の経験年数等にかかわらず、どの学校においても、適切に事務処理が行われるよう進めております。こうした取組につきましては、事務職員や学校から、すぐに実践に生かすことができ、大変有効な取組である等の肯定的な意見が寄せられるなど、成果が見られたところです。</p> <p>こうした取組を踏まえ、令和4年度は、令和3年度に設置した2か所の連携室に、新たに2か所を加え、合わせて4か所の連携室を設置します。令和4年度におきましても、引き続き、新採用等の研修、業務チェック表を活用した適切な事務の実施に取り組みほか、事務職員未配置校の事務支援などを実施し、学校事務の共同化に取り組みます。</p> <p>また、室長や経験豊富な事務職員により構成する旭川市共同学校連携事務室協議会を開催し、連携室の取組を評価検証し、今後の取組に生かしてまいります。</p>
<p>教 育 長 滝 山 委 員 水野教育政策課主幹</p>	<p>最後になりますが、こうした共同学校連携事務室の取組のほか、令和5年度の全市導入に向けて、残り4地区の導入準備を進めてまいります。</p> <p>報告事項（3）「旭川市共同学校連携事務室の設置について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>中央連携室など4か所ありますが、各構成員は何人ですか。</p> <p>構成員につきましては、各学校に原則1人配置されている事務職員に加え、拠点校には1人加配があります。例えば、中央連携室であれば拠点校の中央中学校には加配がありますので、9校ですが10人で構成されております。</p>
<p>本 田 委 員 水野教育政策課主幹</p>	<p>一拠点校に対し、連携校の上限や下限はあるのですか。</p> <p>法令等では決まっておりません。</p>

本 田 委 員	<p>多くなるとうまく機能しない場合があるため、指針などがあれば、それに基づき運用していただくのが良いと思います。今後共同学校連携事務室が8か所になるときは各地域の校数について精査していくことが必要になると思います。</p>
水野教育政策課主幹	<p>地区につきましては、校長会やPTA連合会などの地区割りと同様に8地区、1地区あたりおおむね10校前後となる予定です。</p>
本 田 委 員	<p>日頃の業務に追われて、拠点校としての役割を忘れずに、お互い連携を取り合ったり情報共有し合う制度としていただくよう検証していただきたいと思います。事務職員にはあまり研修がないため、研修機会を設けるなどの取組を行っていけば成果が出るのではないかと考えます。事務職員によっては1人で相談相手もなかなかおらず苦しんでおられる方もいらっしゃるかと思いますので、そのようなところも是正する取組となることを期待します。</p>
教 育 長	<p>各連携校については、今後とも効果や課題等を検証しながらより良いものとしてもらいたいと思います。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 育 長	<p>ありません。</p>
適正配置担当課長	<p>それでは、報告事項(3)「旭川市共同学校連携事務室の設置について」は、報告を受けたこととします。</p>
適正配置担当課長	<p>次に、報告事項(4)「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施結果について」、報告願います。</p>
適正配置担当課長	<p>本件につきましては、令和3年12月17日から令和4年1月24日までの間に実施した利活用希望者の募集について、1者の応募があったため、関係部長及び地域関係者で構成する旧旭川市立旭川第2中学校校舎等利活用候補者選定委員会を令和4年2月10日に開催し、事業提案の内容について審査した結果、得点が一定水準を超えていることから、当該希望者を利活用候補者として選定したものであります。</p>
適正配置担当課長	<p>選定した事業者は、学校法人旭川龍谷学園であります。</p>
適正配置担当課長	<p>提案された事業の概要としましては、令和4年8月に旧旭川東栄高等学校跡地に移転が決定している旭川龍谷高等学校の第2校舎として、部活動や授業などの教育活動のために活用するほか、地域住民の参加が可能なスポーツ講座や栄養講座の開催など、旧旭川東栄高等学校及び旧旭川第2中学校が立地する地域の教育・福祉の向上に資する事業を実施するものとなっております。</p>
適正配置担当課長	<p>今後のスケジュールとしましては、利活用候補者による地域説明会を行うとともに、賃貸借契約の締結に向けて、利活用候補者と協議の上、事務手続を進めてまいります。</p>
適正配置担当課長	<p>校舎等の使用開始の時期につきましては、新校舎の供用開始に合わせて、8月を予定していると伺っております。</p>
教 育 長	<p>報告事項(4)「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施結果について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、報告事項(4)「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
適正配置担当課長	<p>次に、報告事項(5)「令和4年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」、報告願います。</p>
教育指導課長	<p>本プランは、確かな学力の育成に向け、市内小中学校において重点的に指導する取組や、教育委員会が推進している事業等を体系的にまとめたものであります。</p>
教育指導課長	<p>これまでのプランでは、学習指導要領、第2期旭川市学校教育基本計画における学習指導に関わる記述を含め、本市が推進している各種事業や施策等を網羅的に示しておりました。</p>

令和4年度は、このプランの核となる、「確かな学力を育成する指導の重点」がより明確になるよう、上段に全国学力・学習状況調査の結果から分析した課題の改善策との関連を新たに示したほか、「プラン（計画）」であることを踏まえ、下段に、各学校の学力向上に係る自校の検証改善のスケジュールを記載できるようにしております。このことにより、各学校が学校全体で、市教委が行う取組施策と連動させながら、学力向上の取組を見通しを持って、計画的に行うことができるよう工夫いたしました。

次に、内容に関わる主な変更点等についてです。

「確かな学力を育成する指導の重点」についてですが、これは、各小中学校で共通して取り組んでいただきたい3つの柱「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい学習習慣づくり」と、それぞれの柱に3つずつ、併せて9つの取組を示しております。

1つ目の柱「学びを深める授業づくり」については、1人1台端末が導入されて2年目に当たることから、サブテーマとして「ICTの活用による学習内容の確実な定着」を位置付けております。3つの取組については、引き続き課題でありますことから、変更はございません。

2つ目の柱「落ち着いた学級づくり」については、サブテーマ、3つの取組とも、引き続き、本市の課題であると捉え、いずれも変更はありません。

3つ目の柱「望ましい学習習慣づくり」については、サブテーマの変更はありませんが、本市の児童生徒のメディア等に触れる時間が長いという課題があることや、学力及び体力の向上にも影響を及ぼしている可能性があることから、「生活習慣を見直し」という文言を加え、変更しております。

この課題への市教委の取組としては、新たに、4月と11月を「学習・生活習慣確立月間」として設定し、全小中学校において、アウトメディアの取組など、家庭と連携した取組を集中的に展開してまいります。

令和4年度につきましても、本市児童生徒の確かな学力の育成が図られるよう、本プランに基づく取組を推進し、各学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

教 育 長 報告事項（5）「令和4年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員 教科及び児童生徒質問紙調査結果の課題の改善策〈学習習慣・生活習慣〉にはメディアの接触を減らすことと、オンラインによる授業を通じて学びの保障を実現することとありますが、これは矛盾しているのではないのでしょうか。また、オンラインによる授業は、学校又は家庭のどちらで行うもののでしょうか。

教育指導課長 メディアの接触を減らすことにつきましては、各家庭に戻ってから子どもたちがSNSやインターネットなどのメディアに触れる時間が非常に長いといった結果が様々な調査等からも現れておりますことから、家庭でメディアに触れる時間を減らし、家庭での学習が充実するように各学校で取り組んでまいりたいと考えております。オンラインによる授業につきましては、1人1台の端末を各学校に配備しており、それを有効に活用するという観点から、学校での授業を指しております。

滝 山 委 員 家庭では端末を使用したオンラインによる授業を想定していないということですか。

教育指導課長 感染症等で学校に登校できない子どもたちの学習支援のために端末を使用することはありますが、学校での授業を基本に考えております。

本 田 委 員 昨年作成したものの方が見やすいと感じます。もっと各教科のねらいや、学校と家庭と地域の関係をより詳しく記載した方が良いと思います。そのため、学力向上検証改善スケジュールについては、別紙として記載する方が、各種施策などをより具体的に記載することができ、各学校や各教員に

	<p>とってより理解しやすくなるものと考えます。</p> <p>また、学級づくりであれば、認め合う人間関係というのが大事だと考えます。自分の意見を言い合えば良いのではなく、互いを認め、考えを深めたり広げたりすることができる人間関係づくりとすることが良いのではないかと思います。</p>
教育指導課長	<p>スケジュールを記載することで各学校でプランの一層の活用をしていただけるよう考慮いたしました。本田委員御指摘のとおり別紙で示すことについても検討させていただきます。</p>
教 育 長	<p>本日いただいた御意見を十分に踏まえて精査し、必要に応じて修正したいと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項（５）「令和４年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（６）「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の進捗状況について」、報告願います。</p>
公民館事業課長	<p>旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の進捗状況について、専門検討会での検討の経過とスケジュールの見直しについて御報告いたします。</p> <p>専門検討会での検討につきましては、令和２年度から社会教育委員会議に専門検討会を設置し、審議いただいておりますが、令和３年度は、市民の意見を審議の参考とするため、昨年１０月に市民を対象としたアンケート調査を実施し、本年１月に結果を取りまとめたところであります。現在、アンケート調査の結果やこれまでの議論の内容を踏まえて、答申案の策定に向けての協議を行っている状況であります。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、当初、令和３年度末までに社会教育委員会議から教育委員会に答申をいただく予定でありましたが、市民アンケート調査の実施において、回答の締切期日を過ぎた返送が多く、集計及び分析作業に時間を要したこと、新型コロナウイルスの感染状況によって会議を計画通り開催できなかったこと、また、専門検討会のメンバーから、より慎重な審議が必要であるとの意見もあったことから、今後、答申案の策定に向けた審議に、さらに数回の会議を開催する必要があるため、当初のスケジュールの見直しを行うことといたしました。</p> <p>今後の予定といたしましては、令和４年５月までの社会教育委員会議で答申案を決定し、６月上旬までに社会教育委員会議から答申を受けることとします。また、７月下旬までに答申内容に基づき具体案の骨子を審議・決定をし、公民館の位置付けの見直しがある場合は、決定された具体案の骨子に基づき、社会教育委員会議や公民館運営協議会などの意見を聞き取りながら、令和５年３月までに具体案を決定する予定であります。</p> <p>最後に、市民アンケート調査の集計結果について、主なものについて御報告いたします。</p> <p>このアンケート調査の対象者につきましては、市内の各地域別・性別・年齢層別人口比率を考慮し、住民基本台帳から無作為に抽出した２，１３３人と市政モニター１３７人の、計２，２７０人を対象に、郵送などの方法により実施し、回答者数７１９人で、回答率３１．７％となったところであります。</p> <p>過去３年間で集会施設の利用についての質問で、「１度でも利用あり」と「利用なし」という回答が、ほぼ半分ずつとなったところであります。</p> <p>公民館の社会教育法に基づく部屋の利用制限についての質問で、利用制限があつて良いという回答が、全体の約４分の３の割合を占め、広く市民に肯定的に受け取られていることが分かったところであります。</p> <p>公民館の位置付けについての質問で、「全部維持」が３６．９％と最も</p>

			多い割合を占めましたが、「全部見直し」が27.8%、「一部見直し」が22.8%で、併せると50.6%となり、何らかの見直しが必要であるとの意見は、全体の約半数となったところであります。
教 育 長			報告事項(6)「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員			ありません。
各 育 長			それでは、報告事項(6)「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。
			《 そ の 他 》
教 育 長			他に、何かありますか。
各 委 員			ありません。
各 務 局			ありません。
			《 秘 密 会 》
教 育 長			ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。
			報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(2)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思いますが、いかがですか。
各 委 員			異議ありません。
各 育 長			「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(2)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといたします。
			報告第2号「令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、報告願います。
文化ホール担当課長			本件につきましては、令和4年度教育予算に係る旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和4年第2回臨時会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものですが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものであります。
			大雪クリスタルホール補修費補正額130万8千円についてであります。旭川市大雪クリスタルホールが所有するグランドピアノ1台について、老朽化のため、弦が切断するおそれがあることから、今後も長期に安心して使用できるよう、弦のオーバーホール修繕費用を計上しようとするものであります。
教 育 長			報告第2号「令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員			ありません。
各 育 長			それでは、報告第2号「令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員			異議ありません。
各 育 長			「異議なし。」と認め、報告第2号「令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和4年2月1日から同年3月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和4年2月1日から同年3月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和4年1月19日から同年3月17日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長
教育指導課長

次に、報告事項（1）「(仮称)いじめ防止条例の制定について」、報告願います。

本件につきましては、令和3年3月定例教育委員会会議において報告しておりましたが、重大事態が発生したことを踏まえて、条例制定の考え方等について整理する必要があったことから、改めて、条例の特色や構成、制定に向けた体制、スケジュール等について報告するものです。

条例の特色につきましては、4点になりますが、1点目の教育委員会と市長部局が両輪となって、対応する体制を構築することや、本市がこれまで、いじめ防止に係り児童生徒の主体的な取組を推進してきたことを踏まえ、3点目の児童生徒が条例づくりに参画すること、また、4点目の重大事態の調査に基づく再発防止に向けた提言結果を踏まえることとしております。

条例の構成につきましては、今後、様々な御意見をいただきながら検討を進めてまいります。現時点では、「1 総則」から「5 重大事態への対処」までの5つの内容構成とすることを想定しております。今後、市長部局において、有識者から御意見をいただき、市長部局へのいじめ対策専門部署の設置に向け検討することとなっており、市の責務などについて、その検討内容を反映させてまいります。

制定に向けた体制・スケジュールにつきましては、まずは、4月に総合教育会議を開催し、重大事態の調査の進捗状況の報告と合わせ、条例制定の取組や、その他、教育委員会のいじめ防止の対策等について、協議・調整を行う予定であります。また、4月に市長部局と教育委員会の関係部局により構成する庁内検討会議を立ち上げ、部局間の調整を図りながら、条例の原案を検討してまいります。さらに、懇話会における意見聴取をはじめ、いじめ防止等連絡協議会における協議や、生活・学習Actサミットでの子どもたちによる協議、その他パブリックコメントの実施等により、広く市民の皆様から御意見をいただき、議会での審議を経て、令和5年度からの施行を目指して取り組んでまいります。

庁内検討会議の構成については、学校教育部の3つの課と、社会教育部、そして市長部局の6部局を考えております。また、スケジュールにつきましては、4月下旬に第1回の庁内検討会議を開催し、骨子案原案の検討に着手し、11月までに6回の会議を開催する予定です。

懇話会のスケジュールにつきましては、広報あさひばし4月号への公募情報の掲載や、職能団体への参加者推薦依頼を行い、5月下旬までに参加

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>者を決定し、6月に第1回懇話会、10月中旬までに3回の懇話会を開催する予定です。</p> <p>参加者の構成につきましては、10人を想定しておりますが、今後、高等学校長や福祉に関する専門職を参加者とすることや、男女比を可能な限り同率とすること等を含めて、詳細を検討してまいります。</p> <p>教育委員の皆様には、今後、条例制定に向けた取組の進捗状況について随時報告させていただくとともに、それぞれの案の決定の段階で御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 社会教育部長</p>	<p><報告事項(2)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」> 重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 社会教育部長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>令和4年3月10日に社会教育部で所管しております旧宮北邸の屋根の一部が崩落することがございました。3月19日に落下物の撤去や他に落下の危険性がないかの確認を行い、ブルーシートを張って応急措置をいたしました。今後につきましては、落下面だけではなく屋根や建物周辺の点検と、屋根の上に設置しております落雪防止のネットについて、強度を確認し、取替えが必要な場合には対応していかなければならないと考えております。また、建物全体の安全性の確認を行う必要があると考えており、予算要求を行った上で、速やかに実施していきたいと考えております。最終的に建物自体をどのように活用していくのかということもありますが、安全性を確保した上で保存を行ってまいります。</p>
<p>山 崎 委 員 社会教育部長 山 崎 委 員</p>	<p>北海道や旭川市などが文化財に指定したものを解除することはあるのでしょうか。</p> <p>解除した事例はないかと思われま。</p> <p>時代と共に見直すシステムを作ることも必要ではないかと思ひます。もちろん、当該建物について見直すという訳ではありませんが、指定された文化財が増えていく一方であり、その分経費も増加していくことから、このような考え方も必要ではないかと思ひます。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 事 務 局 教 育 長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和4年3月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>